

本市の人権に関する主な取り組み（令和 6 年度～）

■ 全般R7.3 **新潟市人権教育・啓発推進計画 改訂**

平成 20 年 3 月策定、今回 3 回目の改訂。計画期間は 5 年。
インターネット、ハラスメント、犯罪被害者等の人権について大きく取り上げた。

R7.4 **教育委員会教育総務課に夜間中学開設準備室を新設**

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や日本で義務教育を修了していない外国籍の方などで、就学機会の提供等を希望する方に対して義務教育を受ける機会を保障するため、県内初の公立夜間中学設置に向けて準備を進めている。
設置は令和 9 年 4 月予定、設置場所は新潟市立明鏡高校内予定。

■ 子どもR6～ **新潟市子どもの意見表明等支援事業**（分野別施策 P58）

子どもの意見を代弁するアドボカシー（子どもが声をあげることをサポートする活動）推進のため、児童相談所等から独立した立場の意見表明支援員（※）の養成、また、一時保護施設への支援員の派遣を開始した。令和 7 年度からは対象施設に児童養護施設を追加して実施。

（※）弁護士・臨床心理士等の専門職などが、希望する子どもと面接し、生活における悩みや不満等を関係機関に表明することを支援。

■ 外国籍市民等R7.3 **新潟市多文化共生基本方針 策定**

全庁一体となって外国人との共生社会実現に向けた取り組みを推進することを目的として、令和 6 年 8 月に「新潟市外国人との共生社会推進本部」を設置し、令和 7 年 3 月に本市の多文化共生の目指すべき姿及び実現に向けた取り組みの方向性を示す「新潟市多文化共生基本方針」を策定した。基本方針の期間は 6 年。

R7.7 **新潟市多文化共生推進アクションプラン（第 1 期） 策定**

令和 7 年 3 月に策定した新潟市多文化共生基本方針を具体化し、推進するため、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間の行動計画。
「コミュニケーション支援」、「情報発信と相談体制」、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」、「共生社会の基盤整備」の 4 分野で構成。

■ ハラスメント

R7.4 **新潟市職員カスタマーハラスメント対策基本方針 策定**

カスタマーハラスメントに対する基本的な考え方、定義、対応方法、事前対策について定めたもの。このほか、職員向け対応マニュアルや各種規則等の改正を随時行っている。